b　その製造販売の承認の申請に際してａに掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品（ａに掲げる医薬品を除く。）のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの

⑵⑺　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十八の四関係）

イ　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を三年延長する。

ロ　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を三年延長する。

⑵⑻　特定の基準所得金額の課税の特例について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九関係）

イ　特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が一億六千五百万円（改正前：三億三千万円）を超えるものとするとともに、税率を百分の三十（改正前：百分の二十二・五）に引き上げる。

ロ　基準所得金額の計算について、その対象となる所得の範囲に特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を加える。

⑵⑼　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用期限を三年延長する。（第四十一条の十九の二関係）

⑶⑽　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九の三関係）

イ　改修工事をした家屋が一定の小規模居住用家屋に該当するものであること等の要件を満たす場合における当該改修工事についても、本特例の適用ができる。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が千万円を超える場合には、適用しない。

ロ　本特例の適用期限を三年延長する。

⑶⑴　認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。（第四十一条の十九の四関係）

イ　個人が災害危険区域等内において、一定の認定住宅等の新築（特定建替えを除く。）をし、又は当該認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をした場合における当該認定住宅等を令和十年一月一日以後にその居住の用に供したときは、本特例の適用ができない。ただし、当該認定住宅等に係る建築確認を受けた時において、当該認定住宅等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあった場合は、この限りでない。

ロ　本特例の適用期限を三年延長する。

2　法人課税

⑴　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第十条、第十条の二、第四十二条の四、第四十二条の四の二関係）

イ　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

㈠　その事業年度が設立事業年度である場合及び比較試験研究費の額が零である場合以外の場合の特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とする。

ａ　増減試験研究費割合が百分の三を超える場合　百分の八・五に、その増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合（百分の十を上限とする。）

ｂ　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合　百分の八・五から、百分の三からその増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）

㈡　増減試験研究費割合に応じ特別税額控除割合を上乗せする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。

ａ　令和九年四月一日前に開始する事業年度の増減試験研究費割合が零に満たない場合（当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合を除く。）の特別税額控除割合を、百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）とする。

ｂ　令和九年四月一日以後に開始する事業年度の特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（百分の十四を上限とする。）とする。

(a)　増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合　百分の十一・五に、その増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(b)　増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合　百分の八・五に、その増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(c)　増減試験研究費割合が百分の三以下である場合　百分の八・五から、百分の三からその増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（零を下限とする。）

(d)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

㈢　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度又は増減試験研究費割合がマイナス百分の四を下回る事業年度の控除上限額の特例について、令和九年四月一日以後に開始する事業年度については、控除上限額に、当期の税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（ａに掲げる事業年度及び試験研究費割合が百分の十を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、ａに定める割合と㈡の控除上限額を加算する措置により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算する措置とした上、その適用期限を三年延長する。

ａ　増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度　その増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（百分の五を上限とする。）

ｂ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。）　零から、その満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（百分の五を上限とする。）を減算した割合

㈣　試験研究費割合が百分の十を超える場合の特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ロ　中小企業技術基盤強化税制について、次のとおりとする。

㈠　増減試験研究費割合が百分の十二を超える場合の特別税額控除割合及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

㈡　試験研究費割合が百分の十を超える場合の特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ハ　青色申告書を提出する事業者の各事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合において、前三年以内に開始した各事業年度における中小企業技術基盤強化税制による控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額の繰越控除ができる。ただし、繰越控除額については、中小企業技術基盤強化税制と合計して、当期の税額の百分の二十五相当額（ロ㈠又は㈡の措置により控除上限額を加算する措置の適用を受ける場合はその加算後の金額）を限度とする。